

恵庭市緑の基本計画

平成 25 年版

恵庭市緑の基本計画のテーマ

水と緑ゆたかな
“やすらぎのあるまち”



平成 25 年 3 月

恵 庭 市

恵庭市では、平成 6 年 6 月の都市緑地保全法の改正に伴い住民に最も身近な地方公共団体である市町村が中長期的な観点に立ち、緑の現状や緑に対する多様なニーズを踏まえ、公共施設としての緑や、民有地の緑を幅広く捉え、将来像を展望し、総合的な緑に関するマスタープランとして、平成 14 年 3 月に「都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を策定するに至っております。この計画では、平成 10 年を基準年とし平成 30 年を目標年次として策定、平成 20 年を中間目標年次と定め、中期的な計画目標を設定しております。



この度、策定後から約 10 年を経過し、人口減少・高齢化の急速な進展など本市をとりまく社会情勢も大きく変化しております。本市では、第 4 期総合計画後期基本計画の策定、平成 23 年には、都市計画マスタープランの改訂など、これまでの「拡大型都市構造」から「集約型都市構造」を基本としたコンパクトなまちづくりへ転換をはかることにより、これらの変化に対応した魅力ある新たなまちづくりを進めることとしています。また、当初計画策定後には、都市公園法施行令の改正（平成 15 年）、景観緑三法の成立と緑の基本計画の根拠法令である都市緑地保全法の改正（平成 16 年）、生物多様性保全活動促進法に基づく「生物多様性の確保」（平成 23 年）が求められるなど、全国的に緑に関わる事項の強化が図られているところであります。

今回の緑の基本計画の見直しの中では、こうした背景を受け、当初計画での基本理念を尊重し、中期的な計画目標の時点修正と併せ、予想される将来人口や市街地予定区域の縮小、法改正による新たな項目の追加など、次の世代に残せる緑地の施策を検討してまいりました。しかし、その実現のためには、いままでの計画同様、市民の皆様や各種団体、事業者、行政との連携・協働が何より大切であるとの認識のもと、今後も水と緑と花に彩られた魅力あるまちづくりに積極的に取り組んでまいります。

最後に本計画の見直しにあたり、貴重なご意見、ご提案をいただいた「恵庭市水と緑のまちづくり審議会」の委員の皆様や各関係者の皆様にお礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

恵庭市長 原 田 裕

目次

第1章 計画の概要

1. 緑の基本計画創設の背景	1
2. 緑の基本計画策定の目的	1
3. 緑の基本計画の位置づけ	2
4. 対象とする緑地の分類	3
5. 計画の策定構成	4
6. 計画期間	5

第2章 緑の現況と課題

1. 緑の現況	6
2. 緑の課題	9

第3章 緑地の保全及び緑化の目標

1. 基本理念	12
2. 緑の将来像	13
3. 基本方針	14
4. 計画のフレーム	15
5. 計画の目標設定	16

第4章 緑地の配置及び都市緑化に関する計画

1. 4系統の緑地の配置計画	17
2. 生物多様性確保のための緑地の配置方針	23
3. 総合的な緑地の配置計画	25
● 総合的な緑地の配置計画図	26

第5章 実現のための施策の方針

1. 施設緑地の整備目標及び推進方針	27
2. 地域制緑地の指定目標及び指定方針	30
3. 施策体系	33
4. 実現化に向けて	47
● 実現のための施策の方針図（施設緑地）	48
● 実現のための施策の方針図（地域制緑地）	49

資料編

緑の基本計画見直し策定体制	50
用語解説	51

第1章 計画の概要

1 緑の基本計画創設の背景

近年の環境問題に対する意識の高まりや、自然とのふれあいに対するニーズの高まりに対応し、豊かさを実感できる緑あふれる都市環境を形成していくためには、一定の目標のもとに緑地の保全及び緑化の推進に係る諸施策を総合的、計画的に推進していくことが必要です。

「緑の基本計画」とは、このような観点から、平成6年6月の都市緑地保全法（現都市緑地法）の改正に伴い創設された計画であり、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が中長期的な観点に立って策定する「都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

このため「緑の基本計画」は、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地の保全だけではなく、公共公益施設や民有地の緑化、普及啓発活動等の都市計画制度によらない施策や取り組みなど、幅広い計画内容が含まれています。

こうした「緑の基本計画」の特色は、次のように整理されます。

緑の基本計画の特色

- ① 法律（都市緑地法）を根拠におく計画制度です。
- ② 計画の範囲は都市計画区域を対象とし、都市の緑とオープンスペースのすべてに関する総合的な計画です。また、都市計画による事業・制度だけではなく、公共公益施設空間や民有地も対象として、ハード施策から普及啓発活動等のソフト施策に至る幅広い内容が含まれます。
- ③ 住民に最も身近な地方公共団体である市町村が策定する計画です。
- ④ 計画の策定に際して住民意見の反映が努力義務となっています。
- ⑤ 計画の実効性を高めるため、計画内容の公表が努力義務となっています。

2 緑の基本計画策定の目的

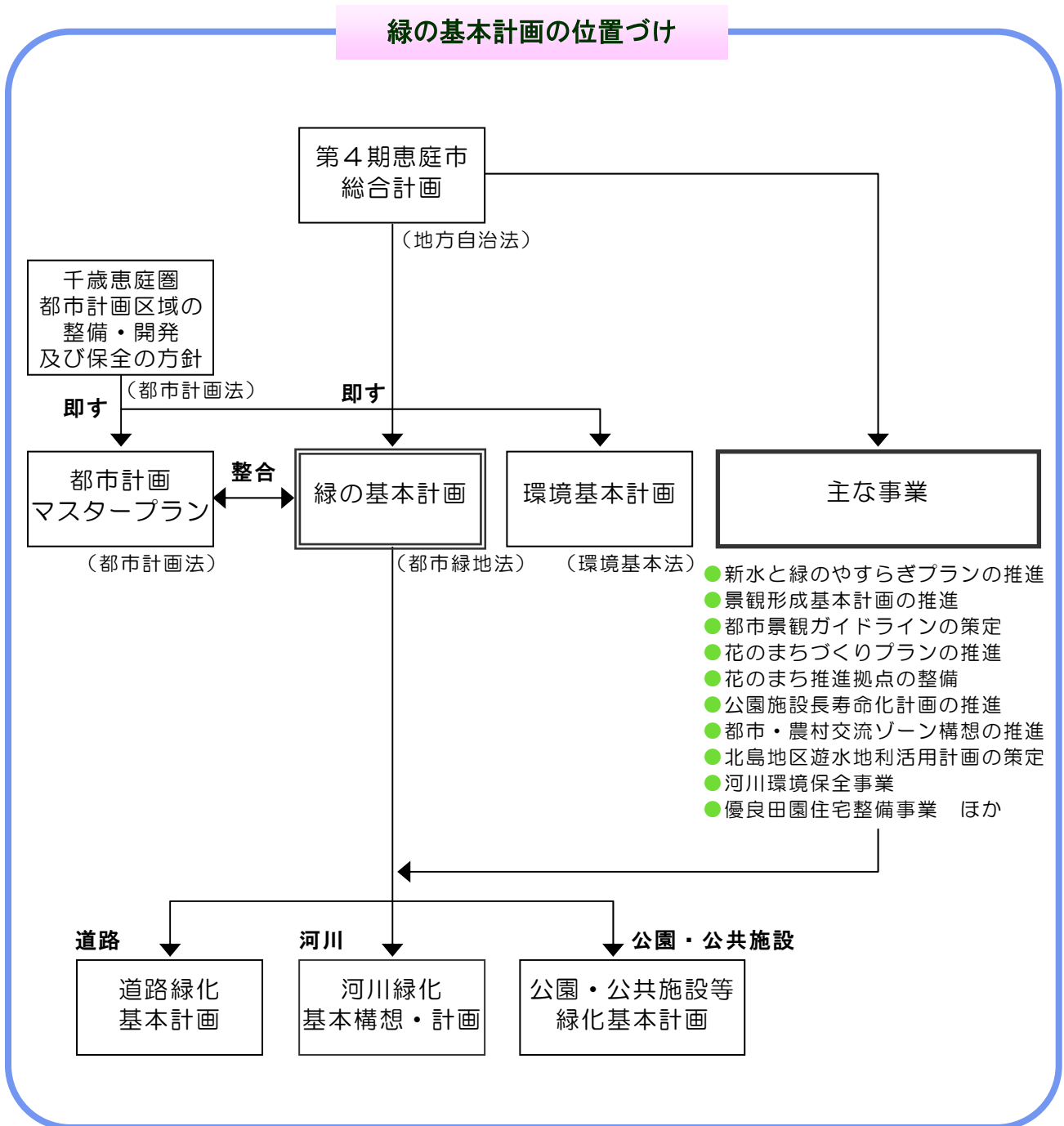
「緑の基本計画」は、本市における緑の確保、公園や緑地の整備に対応するため、長期的視点に立って将来確保すべき緑地の目標量を定め、緑地が持つさまざまな機能をふまえて、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4つの系統と「生物多様性確保」の観点からなる緑地の配置計画を策定し、その実現のための方針・施策を立案するものです。

また、公共公益施設及び民有地の緑化に関する方針を定めることにより、市民や各種団体・事業者・行政の連携と協働により総合的な緑化を計画的かつ効果的に推進する指針となるものです。

3 緑の基本計画の位置づけ

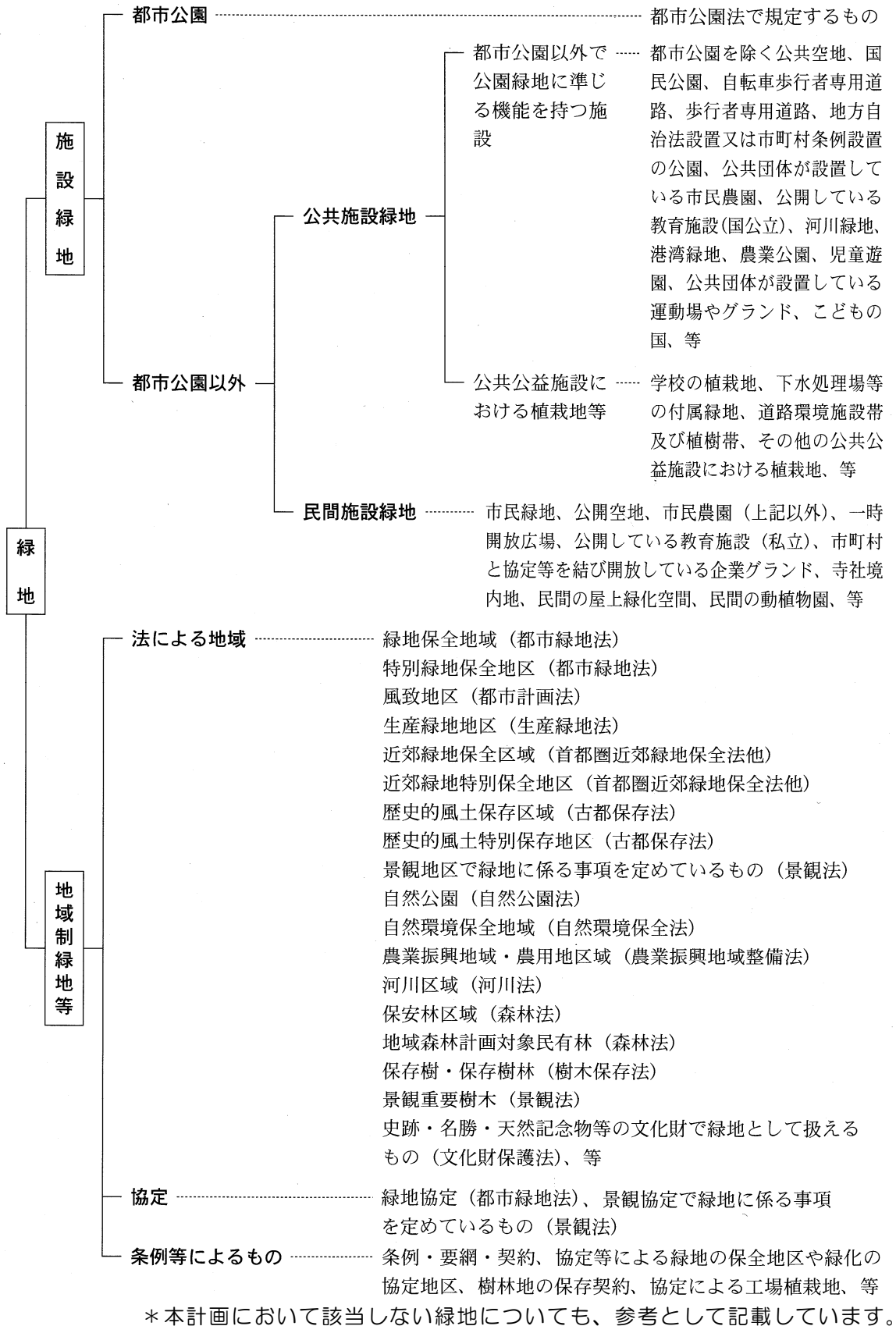
「緑の基本計画」は「第4期恵庭市総合計画」に掲げられている将来都市像、まちづくりの基本目標を受け、この実現に向けた公園緑地計画等の事業計画に反映されるものです。

また、「第4期恵庭市総合計画」に示された公園・緑地整備、緑の保全、緑化推進などに関する内容を推進するための部門計画でもあります。



4 対象とする緑地の分類

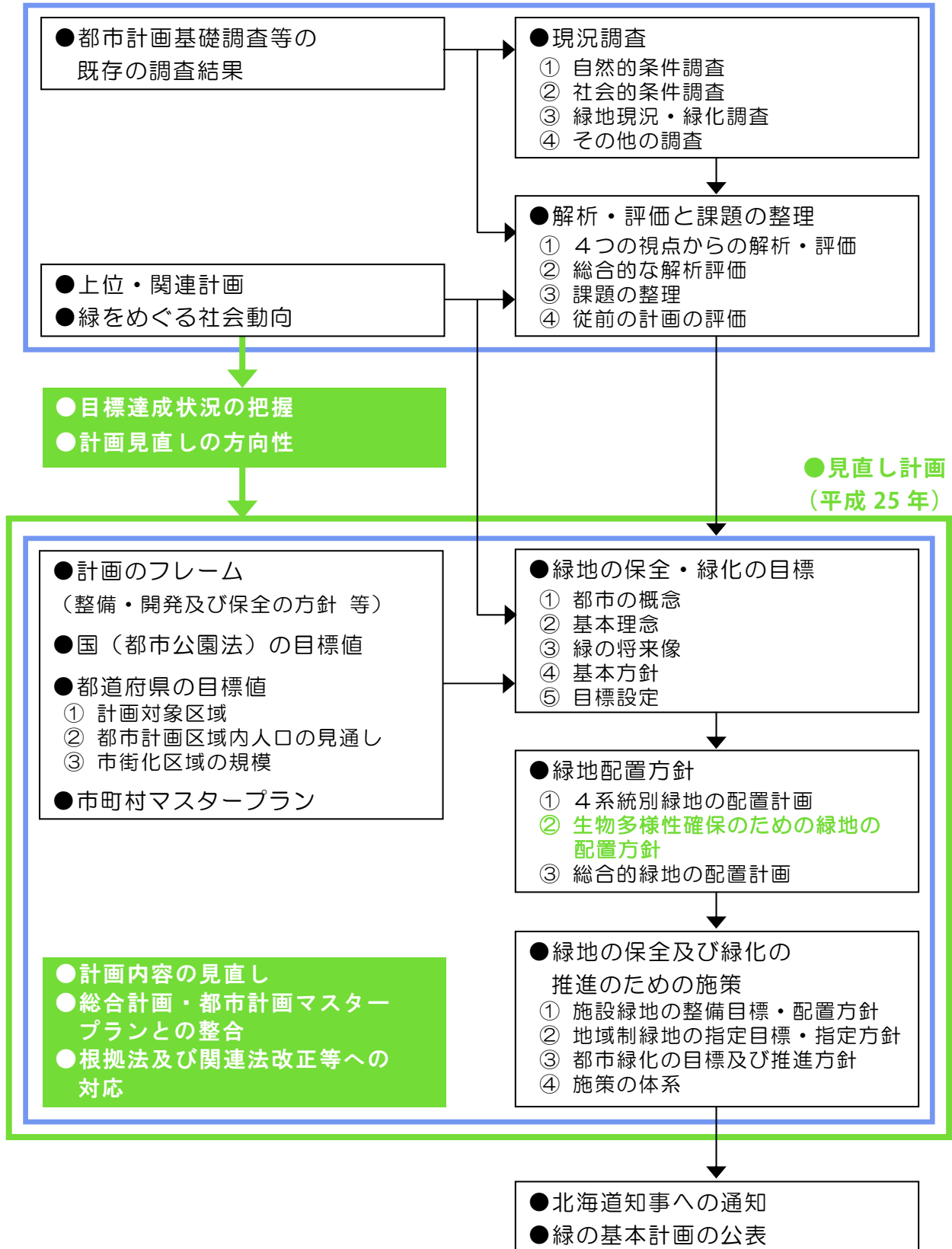
緑の基本計画では、緑地を以下のように分類しています。



5 計画の策定構成

計画の構成は、下図に示すとおりです。

●当初計画（平成14年）



6 計画期間

本計画は、都市計画マスタープランにおいて設定されている目標年次との整合を図り、おおよそ 10 年後の平成 32 年（2020 年）を目標年次として策定します。

第2章 現況と課題

1 緑の現況

(1) 都市環境

恵庭市は、道都札幌と苫小牧市の間に位置し、新千歳空港や苫小牧港に近接することから、全国の主要都市との陸・海・空路に恵まれています。また、JR千歳線、国道36号、北海道縦貫自動車道などによって全道各地と広域交通網が形成されており、恵まれた地域条件の中で道央圏の中核都市として着実に発展してきました。

行政区域面積は約29,487haであり、都市計画区域（約16,420ha）と行政区域の44%を占める広大な森林地域（約13,067ha）で構成され、森林地域には水源涵養保安林（約12,600ha）が含まれています。都市計画区域の西部は北海道大演習場（約6,876ha）、北東部には農業地域が広がり、森林地域と農業地域に挟まれるように市街地が形成されています。

昭和48年に第1期恵庭市総合開発計画が策定され、計画的なまちづくりが進められるようになり、公園や街路樹などのほか、さまざまな公共施設の整備が進められ、平成22年国勢調査人口は69,384人となっています。

市街地の状況をみると、昭和29年に行われた「恵庭地区土地区画整理事業」を皮切りに、市街地の約70%が土地区画整理事業や民間の開発行為により造成・宅地利用され、計画的な公園整備や緑地の確保が図られてきました。その中で、総合公園として恵庭公園、恵み野中央公園、ルルマップ自然公園ふれらんどが、地区公園として中島公園と恵庭ふるさと公園が整備されています。また、市民に身近な公園である近隣公園、街区公園についても、概ね適正に配置・整備されているほか、恵み野南・北緑地などの都市緑地も数多く配置されています。

(2) 自然環境

1) 地形

- 本市の東部は札幌～苫小牧帯と呼ばれる一連の低地帯に位置する一方、西部は恵庭岳・漁岳などの山岳地帯となっており、その一部が支笏洞爺国立公園となっています。
- 西部の山岳地帯から東部に向けては緩やかな台地と低地が広がっており、そのなかを漁川、茂漁川、柏木川、島松川、ルルマップ川、ユカンボシ川が河岸段丘を形成しながら緩やかに曲流し、千歳川に合流しています。

2) 気候

- 本市の気候をみると、夏期は太平洋から勇払平野に抜ける南から南東にかけての季節風が卓越し、冬期には日本海から石狩平野に抜ける北から北西にかけての季節風が卓越していますが、年平均風速は 2.3m/sec.であり、道内海岸地域に比べて比較的弱いものとなっています。
- 降水量は、夏期にやや多いものの、平均年間降水量は 1,024mm と比較的少ないものとなっています。
- 平均年最大積雪深は 84cm であり、太平洋に近いため降雪が遅く、道内の日本海側や北部地域に比べると少ないものとなっています。
- 年平均気温は 6.9℃、最高気温は 34.3℃、最低気温は -26.9℃ですが、道内でも比較的過ごしやすい気候であるといえます。

*気候に関する数値は、恵庭島松観測地点の過去 30 年の統計に基づいたものです。

3) 地質

- 本市の地質は、南西北海道中軸帯を分割する重要な地質構造線上にあり、主に第四期堆積物により構成されます。
- 台地は、支笏・恵庭・樽前火山噴出物で覆われ、低地では泥炭海成堆積物によって厚く覆われ、沖積平野を形成しています。

4) 植生

- 樹木植生は、西部山岳地帯に亜寒帯、亜高山帯自然植生であるエゾマツ・トドマツ等の針葉樹が分布し、これに続く台地には道内に一般的にみられるシナノキ・ミズナラ、ハルニシなどの落葉広葉樹や針広混交林からなるブナ帯北部の自然林とその代償植生であるコナラ、カシワなどの二次林が分布しています。
- 草本（野草）では、北国を代表する花であるとともに、恵庭市の花ともなっているユリ科のスズランが自生しています。
- 恵庭公園では、市街地内において自然植生が比較的良好に保全されており、本市の植生の代表的空間となっています。
- 漁川をはじめとする主要河川沿いには、発達した河岸段丘上にヤチダモ、ハシロノキを最古種とする低湿地植物群落がみられます。このほか、ハルニシ、ヤチダモ、オニグルミ、ヤナギ等の高木からなる溪畔林も残されており、湿地にはミスバショウなどの野草も多く見られます。

5) 動物相

- 哺乳類では、大型哺乳類であるヒグマやエゾシカが西部山岳地帯でみられるほか、河川沿いの森林地帯や恵庭公園等ではキタキツネやエゾリス、エゾモモンガ、トガリネズミなどの中小哺乳類が見られます。
- 鳥類では、市街地周辺や盤尻地区並びに恵庭溪谷をはじめとした河川空間において、オジロワシなどの猛禽類、アオサギ、カモ類、キツツキ類が見られ、恵庭公園や中島公園など都市公園においても、アカゲラなどのキツツキ類を身近に見ることができます。また、恵庭市の鳥となっているカワセミは、市街地内の河川空間でも見られます。
- 魚類では、サケ、サクラマス（及びヤマメ）、カワヤツメ、スナヤツメ、エゾウグイ、ウグイ、フクドジョウ、ハナカジカ、イトヨ、イバラトミヨなどが各河川に生息・回帰しています。

2 緑の課題

本市では、市街地への人口、産業の集中により、住宅地をはじめ工業・商業・業務地が拡大することに伴い、多くの農地、樹林地、水辺等の緑とオープンスペースが失われてきました。

このため、環境保全、レクリエーション、防災、景観の機能を有する緑を、都市の基盤整備を進めるなかで公園を整備し、漁川や茂漁川などの河川空間に河川緑地（都市緑地）を配置・整備してきました。

一方で、近年の地球温暖化に代表される自然環境の変化や、レクリエーションの多様化、阪神淡路大震災、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を契機とした災害への備え、美しい景観に対する意識の高まりなど、緑が持つさまざまな機能に対して期待と必要性が高まっています。

（1）骨格的緑地の形成

1）骨格的緑地の位置づけ

- 都市を構成する骨格的な緑を位置づけ、これらを基本とした緑地の整備を展開する必要があります。

2）優れた緑の軸となる河川と防風保安林の活用

- 優れた緑の軸となる漁川をはじめとする河川空間や防風保安林は、基本的な緑地の形態を活かしながら、環境保全、レクリエーション、防災、景観、さらには生物多様性の観点から総合的に緑の機能が発揮できるように公園緑地等を適正に配置し、整備を推進していく必要があります。

3）緑のネットワーク

- 骨格的緑地の機能を支え、連続性の確保や機能を補完するため、よりきめ細かな緑のネットワークの形成、充実が望まれます。

（2）緑地の保全及び活用

1）生活環境の向上に資する緑の確保・充実

- 市街地の良好な生活環境を維持・保全するため、市街地内に分布する緑の存在価値や機能を評価し、緑の確保・充実を推進する必要があります。

2) 市街地内に残存する緑地の保全・育成と活用

- 市街地内に残存する自然度の高い樹林や樹木を保全・育成するとともに、その活用を検討する必要があります。

3) 地域特性に応じた土地利用による地域環境づくり

- 本市では、農業が基幹産業のひとつとなっていますが、農業地域と市街地が接しているなかで、緑豊かな田園風景と「農」に対する関心が高まっており、都市と農村の交流を深め、ゆとりとうるおいのある地域環境づくりの推進が求められています。
- そのため、農業との調和を図りながら、緑が有するさまざまな機能に着目し、適正に緑地を配置する必要があります。

(3) 水と緑に彩られた生活空間の形成

1) 公園・緑地の質的整備

- 個性や地域特性を活かした公園づくりや質の高い整備を行うとともに、地域の実情に応じて新たな緑をつくりあげていくことが求められています。

2) 公園・緑地の維持管理の充実

- 「恵まれた庭」という地名にふさわしいまちを維持していくため、地域に根ざし、市民に親しまれる公園・緑地の維持管理充実が求められています。

3) 河川空間の保全

- 市内を流れる漁川、茂漁川、島松川、柏木川、ルルマップ川、ユカンボシ川の6河川は、森林環境、田園環境とともに本市の貴重な地域資源であることから、その保全が求められています。

4) 市民が憩える水辺環境づくり

- 河川緑地には遊歩道やレクリエーションの場が整備され、市民の憩いの場として活用されていますが、河川空間は市街地内にあって本市を代表する自然環境を有していることから、子ども達の自然体験・環境学習の場などとしても活用されることが期待されています。

5) 道路空間の緑化

- 広幅員の道路空間は、市街地内において貴重な緑化可能地であり、また、公園や緑地などをつなぐネットワークルートとして重要であることから、街路樹や植樹帯などの設置による緑化を推進する必要があります。

6) 公共施設空間の緑化

- 公共施設空間は、本市における緑化推進の先駆的なモデルともなる場所として、シンボルツリーや花壇、生垣などにより緑化を推進する必要があります。

(4) 恵庭らしい都市景観づくり

- 市民が恵庭に住むことに誇りと愛着を持ち、また、訪れる人たちが魅力を感じる「恵まれた庭」という地名にふさわしい、個性豊かな景観形成に努める必要があります。

(5) 花のまちづくりの推進

- 水と緑と花に彩られた都市環境の中で、住みよい、快適な生活環境をつくりあげていくことが求められています。
- 道内有数の花の生産地であり、花を通じての市民交流が盛んであるという地域特性を活かして、「花のまち恵庭」らしいイメージを確立するとともに、まちの活性化につなげていく必要があります。

(6) 自然と共生するまちづくり（生物多様性の確保）

- 樹林地や河川空間などは市街地において貴重な生物の生息・生育空間であることから、これらを保全し、エコロジカルネットワークを形成することが求められています。
- また、これらの緑を自然環境学習などの場として、活用を検討する必要があります。

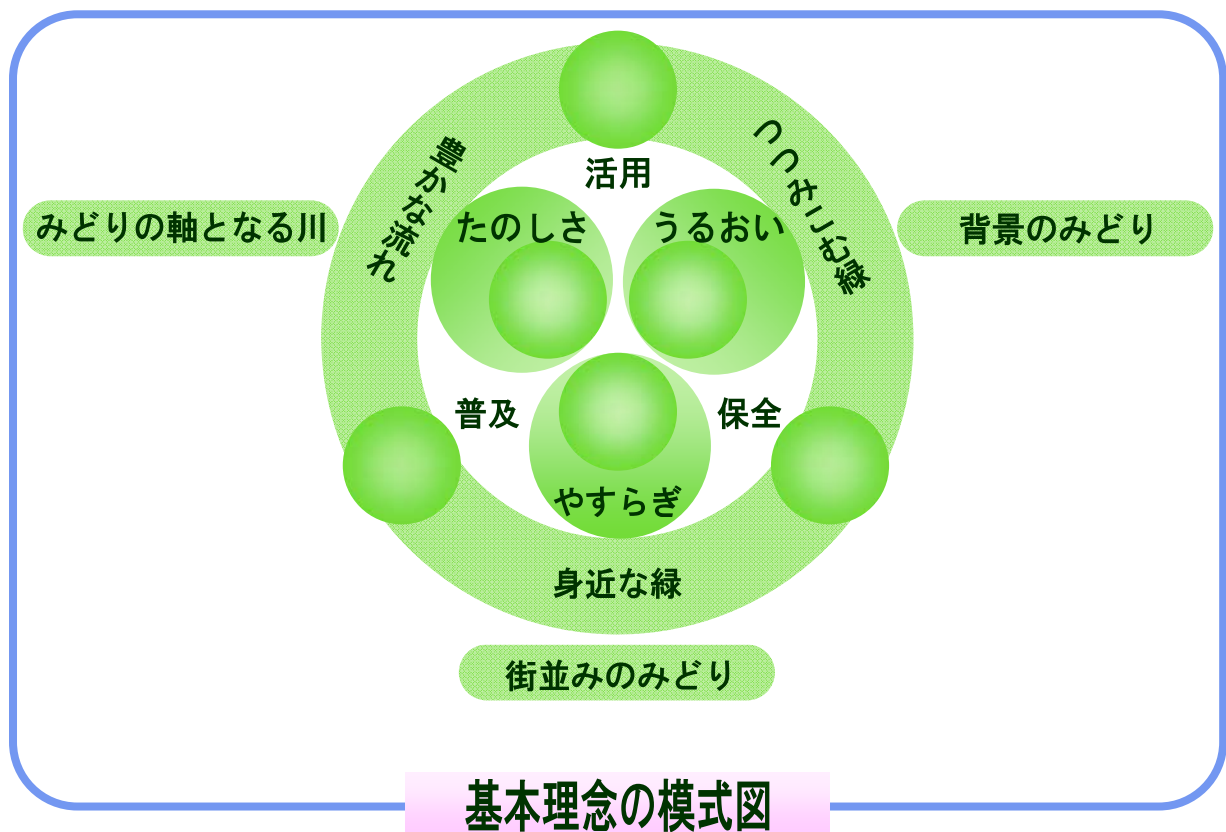
第3章 緑地の保全及び緑化の目標

1 基本理念

人間の歴史の中で森林や樹林に代表される『緑』は、人々と密接に結びつき、重要な役割を果たしてきました。恵庭岳山麓から連なる台地と低地に広がる恵庭市においても、かつては一面が深い森林に覆われており、現在、その面影を市街地内の恵庭公園に見ることができます。

市街地の街並みのみどりを中心として、豊かに広がる森林、田園、河川などのすべてを大きな庭とみなし、水と緑と花に彩られた「恵庭」、すなわち「恵まれた庭」という地名にふさわしい美しくやすらぎのあるまちを形成するためには、市民・事業者・行政の協働により緑の配置や緑化推進などの施策に取り組むことが重要となります。

このことから、「緑の基本計画」では総合的かつ計画的な施策の実施や緑化推進体制を確立し、将来にわたって緑のまちづくりを継続していくことを基本理念とします。



2 緑の将来像

本計画は、「第4期恵庭市総合計画」の目標である「水・緑・花 人がふれあう生活都市えにわ」の実現に向けた都市の緑全般に関する計画であり、緑に関わるまちづくりの方向性を総合計画と共有するものです。

将来都市像は、「恵庭市都市計画マスタープラン 23年版」において設定された基本理念である「水・緑・花に溢れ、安全安心に暮らせるコンパクトな生活都市」、「恵庭（恵まれた庭）」という地名にふさわしい、美しくやすらぎのあるまちを形成するため、緑地の保全、公園緑地の整備、緑化の推進によって、市民すべてが緑や水辺、花などにふれあうことのできる水と緑のネットワークを形成していきます。

このことから、本計画の将来像は『水と緑ゆたかな“やすらぎのあるまち”』と設定します。

恵庭市緑の基本計画

—— 緑の将来像 ——

水と緑ゆたかな “やすらぎのあるまち”

3 基本方針

本計画では『水と緑ゆたかな“やすらぎのあるまち”』を緑の将来像とし、市民すべてが多様な緑や水辺、花、自然とふれあうことができる水と緑のネットワークの形成の具現化を目標として、「緑をまもる」・「緑をふやす」・「緑をそだてる」の3つの観点から計画を推進することを基本方針とします。

(1) 緑をまもろう

漁岳を源とする漁川と数々の支流で形成される恵庭溪谷周辺の森林地帯は、豊かな緑が広がり、野生生物の生息地となっています。これらの森林は市民の生活を支える貴重な財産であり、えにわ湖を中心とした水源涵養保安林は、恵庭市を含む4市2町の水道水源を支えています。

現在ある緑を保全することは、緑化を進めていくうえでの基本となります。本市においては、豊かな自然環境を有する樹林地や防風保安林、河川空間のほか、市街地、農地に残されている緑を保全していくことが重要です。

そのため、これらの緑や新たに整備する緑について総合的な保全施策を展開することにより緑を将来にわたって継承するとともに、自然と共生し、都市の低炭素化に資するまちづくりを推進します。

(2) 緑をふやそう

緑をふやすことは本計画の中核をなすものです。公園緑地の整備をはじめ、道路や学校などの公共施設空間の緑化、民有地空間の緑化を推進して緑をふやしていくほか、緑視効果を重視した緑の効果的な演出を検討します。

また、河川空間をはじめとする緑の帯は、拠点となる公園緑地などを結ぶ緑の回廊としての役割を担うとともに、災害時には避難路や延焼遮断帯などとしての役割を併せ持つ都市にとって重要な緑であることから、これら緑のネットワーク化を推進します。

これまでに整備されてきた公園などの施設については、快適で安全に利用することができるように維持していきます。

(3) 緑をそだてよう

恵み野をはじめ、計画的なまちづくりによって形成された新しい市街地が多い本市において、花と緑を媒体とした新旧住民の交流によるまちづくりの推進は、美しい街並みを育てていくうえで欠くことのできないものです。さらには、花や緑を維持し、交流や活動を継続していくとともに、地域ごとに特色ある緑化を推進する必要があります。

そのため今後も、市民や各種団体、事業者、行政の連携と協働により、花と緑の普及・啓発活動や緑化の組織づくりなどの施策を推進し、緑の量と質の向上に努めます。

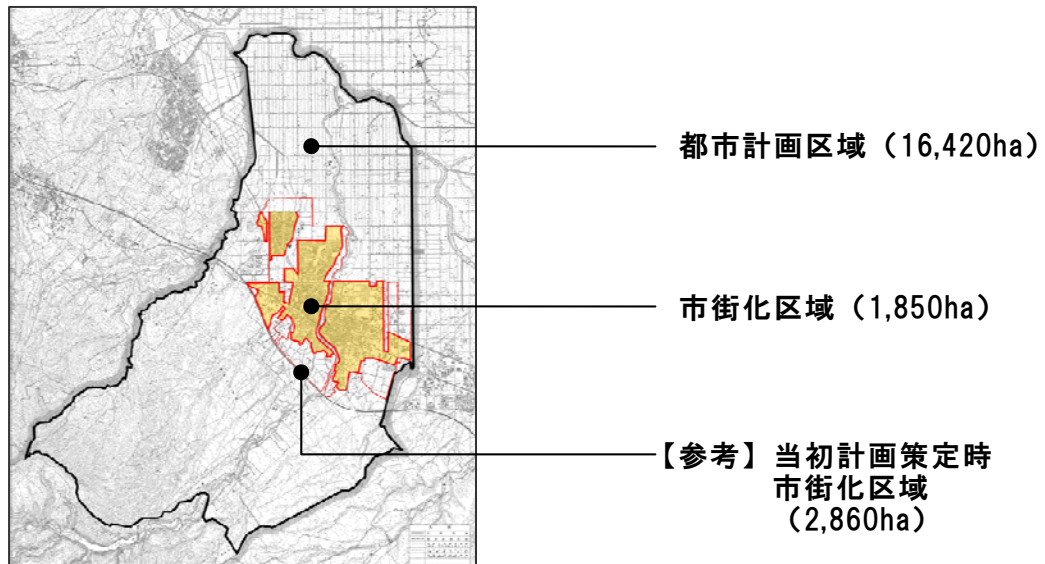
4 計画のフレーム

本計画における計画のフレームは以下のように設定します。

なお、目標年次については当初計画では平成 30 年としていましたが、都市計画マスタープラン平成 23 年版における目標年次との整合を図り、平成 32 年（おおよそ 10 年後）としました。

(1) 計画対象区域

計画対象区域	計画対象区域内市町村名
千歳恵庭圏都市計画区域	恵庭市の一部（16,420ha）



(2) 都市計画区域内人口の見通し

年次	当初計画策定時現況 平成 10 年	中間年次 平成 24 年*	目標年次 平成 32 年
人口	65 千人	69 千人	71 千人

* 中間年次の人口は平成 22 年国勢調査に基づく数値です

(3) 市街化区域の規模

年次	当初計画策定時現況 平成 10 年	中間年次 平成 24 年*	目標年次 平成 32 年
人口	60 千人	65 千人	68 千人
市街化区域面積	1,821 ha	1,850 ha	1,850 ha
人口密度	32.9 人/ha	35.1 人/ha	36.8 人/ha

* 中間年次の人口は平成 22 年国勢調査に基づく数値です

5 計画の目標設定

目標年次における緑地の確保目標は、次のとおりとします。

(1) 緑地の確保目標設定

市街地内		都市計画区域内	
緑地確保目標面積 (ha)	割合 (%)	緑地確保目標面積 (ha)	割合 (%)
258.85 (343.94)	14.0 (12.0)	6,023.33 (5,873.55)	36.7 (35.8)

* () 内数値は当初計画の目標設定値です

(2) 都市公園として整備すべき緑地の目標設定

年次	当初計画策定時現況 平成 10 年	中間年次 平成 24 年	目標年次 平成 32 年
都市計画区域人口 1 人当たり目標水準	19.2 m ² /人	27.3 m ² /人 (28.0 m ² /人)	45.5 m ² /人 (39.8 m ² /人)

* () 内数値は当初計画の目標設定値です

(3) 緑化の目標設定

年次	当初計画策定時現況 平成 10 年	中間年次 平成 24 年	目標年次 平成 32 年
都市全体の 緑化目標	5,996.31 ha	5,885.50 ha (6,056.66 ha)	6,023.33 ha (5,873.55 ha)
公共公益施設 緑化目標	298.03 ha	350.35 ha (398.35 ha)	485.12 ha (571.89 ha)
民有地の緑化目標	421.09 ha	472.98 ha (421.09 ha)	472.98 ha (421.09 ha)

* 中間年次の目標数値は平成 24 年現在の数値です

* () 内数値は当初計画の目標設定値です